



広報いちかい

号外

災害特別号

R1.10.25

災害関連情報

【被災状況】

台風19号による被害状況・対応状況等をお知らせします。（10月21日までの確認状況）

総雨量	■ 10月12日～13日 223.0mm
風速	■ 平均風速 4.1m/s 最大瞬間風速 19.5m/s
人的・家屋被害	■ 人的被害 : なし ■ 住家被害 : 床上浸水 3棟 一部損壊 1棟 ■ 非住家被害 : 床上浸水 3棟 一部損壊 2棟
施設被害	■ 町有施設被害なし
河川	荒川 ■ 荒川橋付近越水
	塩田川 ■ 荒川との合流地点で内水 竹内東地区浸水
交通	■ 町道4路線において一時通行規制（復旧済み） ■ 町内の国道道の通行規制なし ■ 路線バス（JR・那須烏山市営バス）通常運行 ※倒木、法面洗堀、法面崩落、土砂撤去等（計20か所）
ライフライン	■ 停電被害：最大約1000軒
	■ 上下水道：被害なし
農林業	■ 農作物：被害金額 1,938千円 ■ 農業施設：国営芳賀台地施設 森田頭首工（那須烏山市内） 浸水被害（調査中） ■ 農道：法面崩落6か所（通行不可 田野辺地区1か所） ■ 農地・水路：畦畔法面等崩落17か所 ■ 林道：路肩崩落1か所（通行不可 続谷地内）
避難所	■ 10月11日 自主避難所開設（役場、ふれあい館、きら里館） ■ 10月12日 避難所開設 （上記3施設＋旧小貝中央小体育館＋竹内西公民館） ※10月13日に全て閉鎖

【問い合わせ 総務課消防交通係 ☎68-1111】

令和元年台風第19号に伴う災害により、令和元年10月19日、市貝町は災害救助法の適用を受けました。

<p>住宅の 応急修理 (災害 救助法 関係)</p>	<p>●対象 災害救助法に基づき、住宅が半壊・大規模半壊・全壊の世帯で応急修理を行うことにより避難所等へ避難を要しなくなる世帯。ただし、対象となる修理箇所は屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上水道等の配管及び配線並びにトイレ等の衛生設備の日常生活に必要な不可欠な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。 ※畳、ふすまだけの修理は対象外です。</p> <p>●内容 1世帯あたり59万5千円を限度に修理</p>	<p>総務課消防交通係 ☎68-1111</p>
--	--	------------------------------

上記のほか、生活関連の対応状況について

<p>災害ごみについて</p>	<p>台風19号による被災で発生したごみは「災害ごみ」として扱われます。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>町民暮らし課 生活環境係 ☎68-1114</p>
<p>住宅の消毒について</p>	<p>床上浸水した世帯と町が連絡、調整のうえ委託業者が消毒を実施します。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>☎68-1114</p>
<p>り災証明書 ・ 被災証明書 について</p>	<p>被災された家屋の保険請求の手続きや税控除の申請など各種支援措置を受けようとする場合に必要となる「り災証明書」及び「被災証明書」を発行します。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>税務課町税係 ☎68-1112</p>

【災害総合相談窓口の設置】

災害のご相談をご希望される町民の皆様に、担当課をご案内できるようにするため、災害総合相談窓口を開設しています。
下記までお問い合わせください。

【問い合わせ 総務課消防交通係 ☎68-1111】